

V 健康教育・啓発

1. 刊行物

大学の広報誌「学園だより」に掲載した飲酒に関する保健管理センターからのお知らせを図1に示す。

図1 「学園だより」第183号（2018 春号）

保健管理センターからのお知らせ

危険な飲酒を防ぐために

平成24年、本学で飲酒事故があり、一人の若く貴重な命が失われてしまいました。私たちはそのことを深く心に刻まなくてはなりません。未成年飲酒や飲酒運転、飲酒の強要などの行為に対しては毅然とした態度で＜NO＞を表明し、自身と周囲の人たちの未来を守ってください。

未成年者は飲まない、飲ませない

こんな危険性が

- 身体への影響：脳の機能低下や性腺機能障害、アルコール依存症が短期間で発症
- 事故・事件のリスク：交通事故、転倒・転落、溺水のような事故にいたり、暴力行為などの犯罪に巻き込まれることも

STOP! アルコールハラスメント ーしない・させないー

飲酒の強要や飲まない人を侮辱することは人権侵害です。命を奪うこともあります。以下にあるようなアルコールハラスメントは絶対にしない、させないようにしましょう。

- 飲酒の強要：上下関係・部やサークルの伝統によるはやし立てなど心理的圧力をかけて飲ませること
- イッキ飲ませ：一気のみ、早飲みをさせること
- 意図的な酔いつぶし：酔いつぶすことを意図して飲み会を行うこと、傷害行為にあたる
- 飲めない（飲まない）人への配慮を欠くこと：本人の体質や意向を無視して飲酒を勧める、飲まないことをからかう、侮辱すること、アルコール以外の飲み物を準備しないこと
- 酔ったうえでの迷惑行為：酔って絡む、悪ふざけ、暴言・暴力、セクハラその他のひんしゅくな行為

当センターではアルコールに関するDVDの放映と、「アルコールバッチテスト」を6月中旬頃に開催する予定です。（詳細は後日掲示等でお知らせいたします）みなさんのご参加をお待ちしています。

違法薬物のない学生生活のために

危険ドラッグはハーブ、お香のように用途を偽装して販売されたり、大麻は国外では規制がなく入手できる国もあるなど、薬物は意外と身近にあります。しかし依存性のある薬物は1回の使用でやめられなくなって再びその薬物を求めてしまい、健康も生活も破綻してしまいます。薬物には決して近づかないようにしましょう。

感染症に注意しましょう

昨年、一昨年と連続して4月に学内でインフルエンザ流行が起きました。昨秋にワクチンを接種した人も効果が下がってくる時期です。外出後の手洗い、咳やくしゃみが出るときはマスクをして予防しましょう。新生活が始まって忙しくなる時期ですが、抵抗力を高めるためにバランスの取れた食事、十分な休養が必要です。インフルエンザ以外にも麻疹（はしか）、水痘、流行性耳下腺炎など大学生の間でも流行することがある感染症があります。熱がある、発疹が出ているなどの時は無理して登校しないようにしましょう。

「学園だより」第184号（2018 秋号）

アルコールから身を守るために

アルコールは取り扱いを間違えると命に危険が及ぶ薬物です。ルールを守ってアルコールの害から身を守りましょう。

してはいけない3つのこと

未成年者飲酒	飲酒運転	アルコールハラスメント
20歳未満の飲酒は厳禁です。勧めてはいけませんし、飲もうとしていたら止めなければなりません。	自動車だけでなく自転車も原付も飲んだら運転は厳禁です。	飲酒の強要、イッキ飲ませ、意図的な酔いつぶし、飲めない人への配慮を欠くこと、酔ったうえでの迷惑行為—これらは全てアルコールハラスメントです。しているのを見たらやめさせましょう。

アルコールについて誤解していませんか？

適量飲酒は体にいい

大学生には当てはまりません。若年者は飲酒量に比例して直線的に死亡率が上がることが報告されています¹。適度な飲酒をする人の方が死亡率が低いという結果は40歳以上の人の調査データによるものです。大学生にとっては飲酒量は少ない方が害が少なく、飲まないことが最も安全であることを知っておきましょう。

たまにしか飲まないから大丈夫

そのたまに飲むときに大量に飲んでいませんか？ 商大生は「毎日飲む」人は少ないようですが、「時々」あるいは「コンパ等の時だけ飲む」人の半数以上が「足元がふらつくほど」以上の大量の飲酒を経験しています²。短時間で多量飲酒はビンジ飲酒と呼ばれていますが、日本の大学生で年1回以上ビンジ飲酒を経験した学生はアルコールによるケガが25.6倍も増加することが報告されました³。ビンジ飲酒は急性アルコール中毒、ケガ、けんか、犯罪などを引き起こしますし、将来の過剰な習慣飲酒にもつながります。

飲酒量をコントロールしましょう

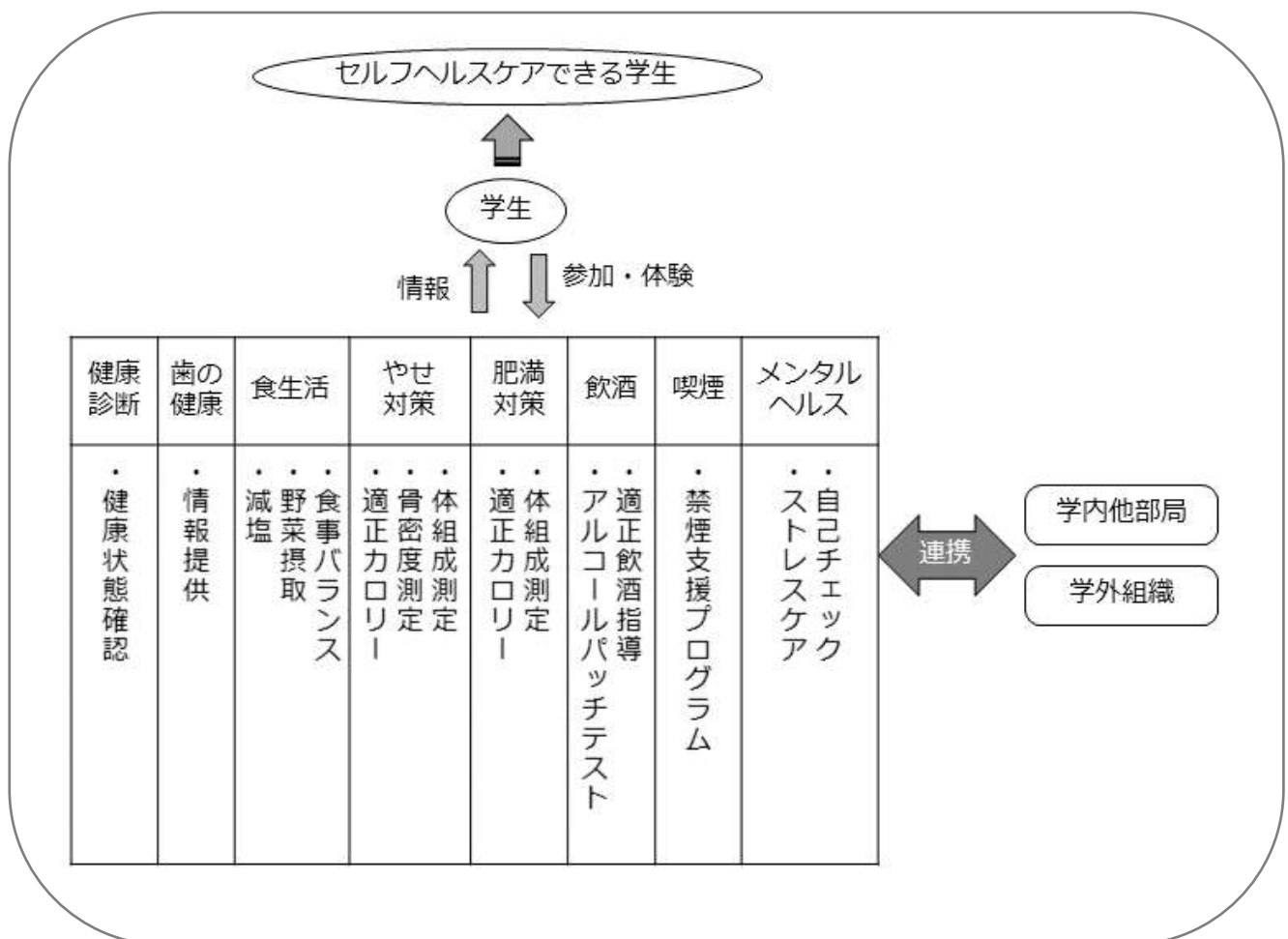
コンパ等の際には「アルコールを飲まない」という選択肢もあります。飲酒する際は大声でがなりたてる、怒りっぽくなる、立てばふらつくなどの症状にならない程度に抑えておきましょう。

参考文献 1 Anderson S, et al. Alcohol and mortality among young men: longitudinal study of Swedish conscripts. BMJ 1996; 312:1021-1025, 1988
2 小樽医科大学 学生生活に関する調査報告書平成28年度, 2017
3 Yoshimoto H, et al. Association between Excessive Alcohol Use and Alcohol-Related Injuries in College Students: A Multi-Center Cross-Sectional Study in Japan. Tohoku J Exp Med 2017; 157:163, 2017

2. 商大生を元気に！プロジェクト

プロジェクトの目的、概要：一人ひとりの学生が健康な大学生活を送り、卒業後も健康に社会で活躍できるようなることを目的に、従来から保健管理センターで実施されてきた学生に対する健康支援事業をレベルアップし、学生の健康づくりに必要な分野のプログラムを総合的に提供する。学生は情報を得るだけではなく、参加・体験することによって健康に対する関心を持ち、セルフヘルスケアが可能となることを目指す。保健管理センター単独ではなく、他の学生支援にかかわる事業や部局とも連携して実施する（図2）。

図2 プロジェクトイメージ



（1）健康診断結果確認

健康診断の結果確認を促すためのポスターを作成し、掲示板に掲出した。

(2) 飲酒対策

商大生を元気に！プロジェクト（アルコール対策編）としてアルコールパッチテスト・AUDIT テストを実施。

対象：全学生、教職員

実施期間：平成 30 年 6 月 4 日（月）～15 日（金）9:00～12:00、13:00～16:30

場所：保健管理センター

周知方法：ポスター掲示、ホームページ

【実施内容、方法】

①アルコールパッチテスト

70%エタノールをパッチテスト用のパッチにしみこませ、腕の皮膚の柔らかい部分に 7 分貼付後パッチをはがし、10 分後に貼付部位の皮膚色で判定。

皮膚色の变化なし→陰性(活性型)、赤身があるもの→陽性(低(不)活性型・弱いタイプ)。

陰性者には青、陽性者には赤の判定結果票（カード）を配布した。

②AUDIT(The Alcohol Use Disorders Identification Test) 飲酒習慣スクリーニングテスト

現在の飲酒習慣を確認する

③その他

DVD 放映 「STOP アルコールハラスメント」

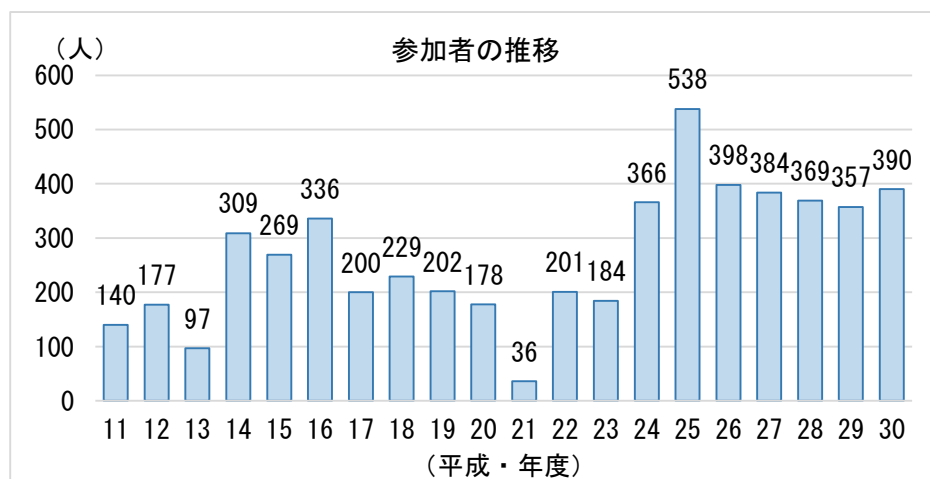
パンフレット、小冊子等を設置

【実施結果】

表 1 学年別参加数

学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	職員	合計
人数 (%)	319 (82%)	52 (13%)	9 ((2.3%)	7 (1.8%)	3 (0.8%)	390

図 3 年度別参加数



※平成 21 年度は規模を縮小して実施

表 2 日別参加数

実施日	4(月)	5(火)	6(水)	7(木)	8(金)	11(月)	12(火)	13(水)	14(木)	15(金)	合計
人数(人)	44	93	34	51	45	31	20	15	34	23	390

表 3 男女別アルコールパッチテスト結果(学生)

	陽性（低（不）活性型・ 弱いタイプ）	陰性（活性型）	合計
男性	86 (47.5%)	95 (52.5%)	181 (46.8%)
女性	74 (35.9%)	132 (64.1%)	206 (53.2%)
合計	160 (41.3%)	227 (58.7%)	387 (100%)

表 4 男女別 AUDIT 結果(学生)

重症度	点数	男性	女性
非飲酒群	0 点	174	139
危険の少ない飲酒群	1～9 点	31	27
危険な飲酒群	10～19 点	10	3
アルコール依存症疑い群	20 点以上	1	0

(3) 肥満・やせ対策

体組成・骨密度測定を実施した。

対象：全学生、教職員

実施期間・場所：平成 30 年 7 月 9 日（月）～13 日（金） 9：00～12：00、13：00～16：30

実施場所：保健管理センター

周知方法：ポスター掲示、ホームページ掲載

【実施内容・方法】

- ①体組成は TANITA デュアル周波数体組成計 DC-320(スタンダードで測定)を用いて測定。身長は自己申告とし、体重、BMI、体脂肪率、筋肉量等を測定した
- ②骨密度：超音波骨密度測定器ビーナスを用いて骨梁面積率を測定し、年齢と骨梁面積率から 5 段階に判定。
- ③生活習慣アンケート：食生活、運動、紫外線対策、体格の意識
- ④その他：健康情報の冊子やパンフレットを自由に閲覧し持ち帰れるように設置。

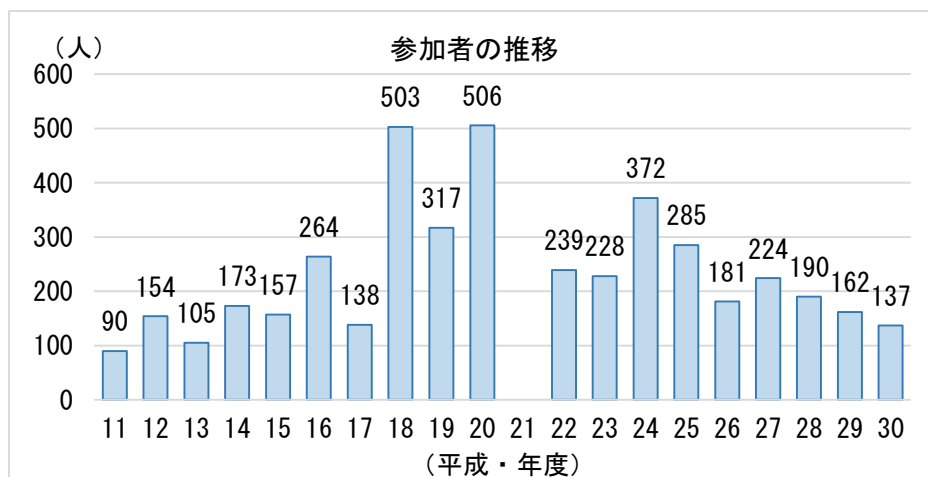
【実施結果】

①参加数

表 5 参加者数（学生・職員別）

	学生	職員	合計
体組成	128	9	137
骨密度	131	8	139
生活習慣アンケート	115		

図 4 年度別体組成測定参加数



※平成 11～17 年度は体脂肪測定を実施。平成 21 年度は実施せず。

②体組成測定結果

表 6 学生男女別体組成測定結果

性別	平均 BMI	平均体脂肪率	平均筋肉量
男性 (70 人)	22.0	15.4%	7.8 kg
女性 (58 人)	21.0	26.8%	7.0kg

③骨密度測定結果 (学生・職員)

表 7 男女別骨密度測定結果

性別	判定区分				
	1 十分良い	2 普通・平均域	3 普通・平均域	4 やや少なめ	5 少なめ・注意
男性 (76 人)	16 (21%)	26 (20%)	36 (27%)	17 (13%)	0
女性 (63 人)	7 (11%)	16 (25%)	22 (35%)	16 (25%)	2 (3%)

④生活習慣アンケート結果 (学生)

表 8-1 生活習慣の状況 (%は無回答を除いた合計に対する比率)

乳製品の摂取（現在）	毎日食べる		時々食べる（週 3～5 日）		ほとんど食べない	
	男性	20（ 35% ）	21（ 37% ）		16（ 28% ）	
	女性	14（ 25% ）	27（ 49% ）		14（ 25% ）	
乳製品の摂取（小中高生の頃）	毎日食べていた		時々食べていた（週 3～5 日）		ほとんど食べていない	
	男性	32（ 62% ）	17（ 33% ）		3（ 6% ）	
	女性	19（ 39% ）	20（ 41% ）		10（ 20% ）	
運動（現在）	週 5 日以上		週 2～4 日		週 1 日以下	
	男性	15（ 26% ）	30（ 53% ）		12（ 21% ）	
	女性	8（ 15% ）	26（ 47% ）		21（ 38% ）	
運動（小中高生の頃）	週 5 日以上		週 2～4 日		週 1 日以下	
	男性	29（ 59% ）	17（ 35% ）		3（ 6% ）	
	女性	16（ 31% ）	24（ 47% ）		11（ 22% ）	
紫外線対策※	夏も冬もしている		強い日差しでしている		特にしていない	
	男性	0	11（ 19% ）		47（ 81% ）	
	女性	13（ 24% ）	34（ 62% ）		8（ 15% ）	

※日焼け止めや日傘、長袖等で紫外線を浴びないようにすること

表 8-2 体型意識とダイエット経験

体型意識					
		太っている	ちょうどいい	やせている	
	男性	18 (31%)	25 (43%)	15 (26%)	
	女性	25 (46%)	27 (50%)	2 (4%)	
食事のダイエット		現在している	今はしていないが経験がある	したいと思っているが経験はない	したいと思ったこともない
	男性	5 (9%)	8 (14%)	9 (16%)	36 (62%)
	女性	10 (18%)	23 (42%)	15 (27%)	7 (13%)
運動のダイエット		現在している	今はしていないが経験がある	したいと思っているが経験はない	したいと思ったこともない
	男性	9 (16%)	9 (16%)	10 (17%)	30 (52%)
	女性	10 (18%)	20 (36%)	16 (29%)	9 (16%)

(4) メンタルヘルス対策

講演会 メンタルヘルスセミナー

日時：12月7日 12：50～14：20

講師：杉山成特別修学支援室長・心理学教授

タイトル：

心理学Ⅱの公開講座として実施。参加学生約120人

内容はストレスのメカニズムの解説、ストレスマネジメントの方法について。

VI 産業衛生活動

表 1 衛生委員会構成員

委員名	職名	氏名
総括衛生安全管理者	総務・財務担当副学長	江頭 進
衛生管理者	人事係長	丸尾 太陽
安全管理者	施設課長	成田 芳道
産業医	保健管理センター教授	高橋 恭子
5号委員	商学科准教授	加賀田和弘
5号委員	CGS 研究支援部門助手	今野 茂代
5号委員	教務課課長代理	畠中 勇

表 2 衛生委員会

回	開催月	主要議題等
1	平成 30 年 4 月	平成 30 年度安全衛生管理計画の策定について 大学敷地内禁煙について (報告事項) ハラスメント防止研修の実施について、平成 29 年度教職員健康診断受診状況、学内定期巡視について
2	5 月	ストレスチェックの実施について、大学敷地内禁煙について (報告事項) 学内定期巡視について、職員休憩室の利用状況について
3	6 月	(報告事項) 学内定期巡視について、睡眠時無呼吸症候群の調査票について
4	7 月	(報告事項) 学内定期巡視について、教員研究室の安全衛生状況点検の実施について、夏季における研究場所について
5	8 月	(報告事項) 学内定期巡視について、定期健康診断及び VDT 健診の実施について、インフルエンザ感染予防ワクチン接種の実施について、睡眠時無呼吸症候群の調査結果について
6	9 月	研究室における熱中症対策について (報告事項) 学内定期巡視について、教員研究室の安全衛生状況点検の実施状況について、インフルエンザ感染予防ワクチン接種申し込み状況について
7	10 月	ストレスチェック集団分析結果を踏まえた職場環境の改善について、教職員を対象とするカウンセリングの試行実施について (報告事項) 学内定期巡視について、労働・通勤災害の発生状況について
8	11 月	(報告事項) 学内定期巡視について、定期健康診断及び V D T 健診の実施結果について
9	12 月	(報告事項) 学内定期巡視について、メンタルヘルス研修の実施について
10	平成 31 年 1 月	労働安全衛生法の改正に伴う今後の対応について (報告事項) 学内定期巡視について、メンタルヘルス研修実施報告、禁煙措置に関する意見聴取結果について
11	2 月	(報告事項) 学内定期巡視について
12	3 月	産業医に対する健康管理等に必要な情報の提供について (報告事項) 学内定期巡視について、職員健康診断の受診状況について、平成 30 年度の労働災害・通勤災害の発生状況について、大学内敷地禁煙について、勤怠管理システムの導入について

表 3 保健管理センターの主な活動

実施日	内容
11 月 7 日～13 日	教職員対象インフルエンザ予防接種 接種者 120 人

特別修学支援室

平成 30 年度・特別修学支援室の活動

①登録学生数

平成 30 年度に支援室に新規に登録し、修学上の支援を受けたのは 1 年次生 5 名（その他、1 名の登録があったが、H30 年 9 月に退学）であり、既登録学生を含めて、支援室登録学生は 10 名となった。内訳は表 1 のようであった。

なお、この他に正式に登録はしていないものの、学生何でも相談室において障がいについての相談（受診のメリットとデメリットの確認、受診機関選択等の相談）を行っている学生が数名存在する。

表 1 障がいのカテゴリーと該当学生数（人）

	1 年次生	2 年次 生	3 年次生	4 年次生	過年度生	大学院生
視覚障がい						
聴覚・言語障がい						
肢体不自由			1			
病弱・虚弱	2		2			
重複	1					
発達障がい（診断書あり）	2	1				
精神障がい						
その他の障がい		1				

（障がいのカテゴリーは学生支援機構の形式に基づく）

② 修学支援の内容

学生との面談（一部の学生については保護者、高校の担任との面談を実施）の結果を踏まえ、特別修学支援連絡会議で協議を行い、それぞれの学生への合理的配慮の調整を行った。そして、授業担当教員等との協議を経て実行された。その一例を以下に示す。

また、それぞれの学生との間で定期的な面談を行い、「困り感」（学生生活において何に困っているのか、どのように困っているのかという問題意識）の把握を行った。

肢体不自由のある学生への支援の例

- ・ 体調不良時の途中退室を許可する
- ・ 教室移動に時間がかかることが予想される場合、遅刻して入室することを許可する
- ・ 定期試験時の座席位置を途中退室可能な位置に変更する
- ・ 定期試験時に拡大した試験問題・解答用紙の使用を許可する

病弱・虚弱の学生への支援の例

- ・ 授業の録音、授業スライドの撮影を許可する
- ・ 体調不良時の途中退室を許可する

- ・ 履修抽選の際に、障がいによる制約を受けにくい科目を優先的に受講できるよう配慮する
- ・ 定期試験の時間延長とその際に別室で受験することを許可する
- ・ 体調不良による欠席が続いた場合、欠席基準の緩和か代替措置について許可する
- ・ 体調不良が続いた場合、レポートの提出期限の延長を許可する
- ・ 定期試験時のトイレ利用（トイレのための一時退室）を許可する
- ・ 別室での立位での受験を許可する

発達障がいのある学生への支援の例

- ・ 授業の録音、授業スライドの撮影を許可する
- ・ 研究指導担当教員に対し、障がい特性について情報提供を行う
- ・ 外部の就労支援施設（障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク等）と連携し、就職活動に向けた協議を行う

③ピア・サポート活動

障がいのある学生や、障がいはないものの学生生活で困り感を抱えている学生を対象に、28名のサポーター（特別修学支援室専任教員のゼミナールに所属する学生）によるピア・サポート活動（学生による学生支援）を開始した。主な活動は以下のようであった。

- ・ 何でも相談、レポート・試験対策相談、学科選択相談等を行い、のべ 188名の学生参加があった。
- ・ 北海道ピアサポートコンソーシアムキックオフ会（5/26 於：北星学園大）に13名で参加し、研修や意見交換を行った。

④その他の活動

登録学生への修学支援のほか、平成30年度に支援室で行った活動には以下のようなものがあった。

入試・広報

- ・ 学内広報誌「学園だより」への支援室の記事掲載（第184号、第185号）
- ・ オープンキャンパス（8/7）における相談対応
- ・ 保護者連絡会（10/27）における相談対応
- ・ 大学入試センター試験（1/19, 20）における障がいのある学生の別室受験への対応
- ・ 前期個別試験（2/25）における障がいのある学生の別室受験への対応

研修会等参加

- ・ 発達障害者支援者養成研修会（東京都ビジネスサービス会社 3/23）参加
- ・ 発達障害者基礎対応ワークショップ（発達障害サポーターズスクール 6/23）参加
- ・ AHEAD JAPAN 第4回大会（全国高等教育障害学生支援協議会 6/28-6/30）参加
- ・ 保健管理研修集会北海道支部（小樽商科大学 8/23-8/24）参加
- ・ 情報保障コーディネーション講座：基礎編（大学コンソーシアム京都 3/8）参加

施設・管理体制

1. 規程

小樽商科大学保健管理センター規程

(平成25年3月12日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 小樽商科大学学則第6条第2項の規定に基づく小樽商科大学保健管理センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 センターは、小樽商科大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員の健康の増進、疾病の予防及び早期発見その他保健管理に関する専門業務並びに障がいのある者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。）への支援を行うことを目的とする。

第2章 業務及び組織

(業務)

第3条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 定期及び臨時の健康診断
- (2) 健康診断の事後措置等健康の保持増進についての必要な指導
- (3) 健康相談及び指導助言
- (4) 精神衛生に関する相談及び指導助言
- (5) 応急処置
- (6) 感染症の予防及び学内の環境衛生の改善
- (7) 飲酒及び薬物乱用防止等に関する教育及び啓発
- (8) 学内の保健管理に関する実施計画の企画及び立案
- (9) 保健管理の充実向上のための調査研究
- (10) 障がいのある者への支援
- (11) その他保健管理及び障がいのある者への支援に関して必要な専門的業務、教育及び啓発

(組織)

第4条 センターに、障がいのある本学学生（入学志願者を含む）のために小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室（以下「支援室」という。）を置く。

2 支援室に関する必要な事項は、別に定める。

第5条 センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 専任教員（医師の資格を有する教授又は准教授）
- (3) 専任教員（教授又は准教授）
- (4) 医療技術職員（看護師等の資格を有する者）

(5) カウンセラー

(6) その他必要な職員

2 所長は、センターの業務を掌理する。

3 専任教員（医師の資格を有する教授又は准教授）は、第3条各号に掲げる業務のほか、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定める学校医としての業務

(2) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）及び国立大学法人小樽商科大学職員安全衛生管理規程に定める産業医としての業務

4 専任教員（教授又は准教授）は、小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室規程第3条各号に掲げる業務を行う。

5 医療技術職員は、第3条各号に掲げる業務を行う。

6 カウンセラーは、精神衛生に関する相談等の専門的業務を行う。

（所長の選任等）

第6条 所長は、本学専任教員又は役員のうちから第8条に規定する運営委員会が推薦し、学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が選任する。

2 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 所長に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

（学校医等の委嘱）

第7条 学校医及び産業医に欠員が生じた場合は、所長の推薦に基づき、次条に規定する運営委員会の議を経て学長が委嘱する。

2 カウンセラーは、所長の推薦に基づき次条に規定する運営委員会の議を経て学長が委嘱する。

第3章 運営委員会等

（運営委員会）

第8条 センターに、センター業務の運営に関する必要な事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第9条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 学生及び教職員の保健管理の基本方針に関する事項

(2) センターの事業計画に関する事項

(3) 所長候補者の推薦に関する事項

(4) センターの専任教員の選考に係る基本方針に関する事項

(5) 学校医、産業医及びカウンセラーの選考に関する事項

(6) 障がいのある者への支援に関する事項

(7) その他センターの運営に関する事項

（組織）

第10条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 所長

(2) 教育担当副学長

- (3) センターの専任教員（医師の資格を有する教授又は准教授）
- (4) センターの専任教員（教授又は准教授）
- (5) 学長が指名した教員 3名
- (6) 教務課長
- (7) 学生支援課長
- (8) 総務課長
- (9) その他学長が必要と認めた者 若干名

（任期）

第11条 前条第5号及び第9号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第12条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長が指名する委員がその職務を代行する。

（議事）

第13条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（専門部会）

第14条 センターは、委員会の下に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する必要な事項は、別に定める。

第4章 雑則

（事務）

第15条 センターに関する事務は、学生支援課において、各課室の協力を得て行う。

（雑則）

第16条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て所長が定める。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に所長である者の任期については、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

小樽商科大学特別修学支援室規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小樽商科大学保健管理センター規程（以下「センター規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室（以下「支援室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 支援室は、小樽商科大学（以下「本学」という。）において障がいのある学生（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。）に学修及び研究を行う上で必要な支援を行うとともに、関係課室等と連携し、本学における障がいのある学生への支援の充実を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 支援室は、次の業務を行う。

- (1) 障がいのある入学志願者との事前相談に関すること
- (2) 障がいのある学生からの修学等の相談に関すること
- (3) 障がいのある学生の支援方策の立案及び実施に関すること
- (4) 障がいのある学生の教育方法の改善等の提言に関すること
- (5) 障がいのある学生の施設・設備の改善等の提言に関すること
- (6) 教職員及び学生への意識啓発に関すること
- (7) 支援室にかかる広報等に関すること
- (8) その他障がいのある学生への合理的配慮及び支援に関し必要なこと

(組織)

第4条 支援室に次の職員を置く。

- (1) 室長
- (2) センター規程第5条第1項第3号に規定する専任教員
- (3) 事務職員

2 室長は、本学の専任教員のうちから学長が選任する。

3 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 室長に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

5 室長は、支援室の業務を掌理する。

(臨時相談員)

第5条 室長は、必要と認めたときは、学生相談の内容に応じ、専門的知識を有するものを臨時相談員として委嘱することができる。

(秘密の保持)

第6条 第3条に定める業務に携わる者は、個人の秘密保持について特に留意し、職務上必要な場合を除いて、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(特別修学支援連絡会議)

第7条 障がいのある学生の修学支援に関する諸問題について、関係組織の緊密な連携を確保し、必要な対応を検討するため、支援室に特別修学支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長

- (2) 教務委員会委員長
- (3) 学生委員会委員長
- (4) 専任教員（医師の資格を有する教授又は准教授）
- (5) 教務課長
- (6) 学生支援課長
- (7) その他室長が必要と認めた者

3 連絡会議の議長は室長とする。

（事務）

第8条 支援室の事務は、学生支援課が関係課室の協力を得て行う。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、支援室の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2. 保健管理センター運営委員会・特別修学支援室連絡会議

表1 運営委員会

職名	氏名
委員長 保健管理センター所長	高橋 恭子
教育担当副学長	鈴木 将史
保健管理センター専任教員	杉山 成
学長指名 商学科教授	高田 聡
学長指名 一般教育系准教授	赤塚 広隆
学長指名 言語センター准教授	李 賢峻
教務課長	藏重 治
学生支援課長	安部田康弘
総務課長	佐藤 陽一

表2 特別修学支援連絡会議

職名	氏名
特別修学支援室長	杉山 成
教務委員会委員長	河森 計二
学生委員会委員長	鈴木 将史
専任教員	高橋 恭子
教務課長	藏重 治
学生支援課長	安部田康弘

3. 職員

表1 保健管理センター職員

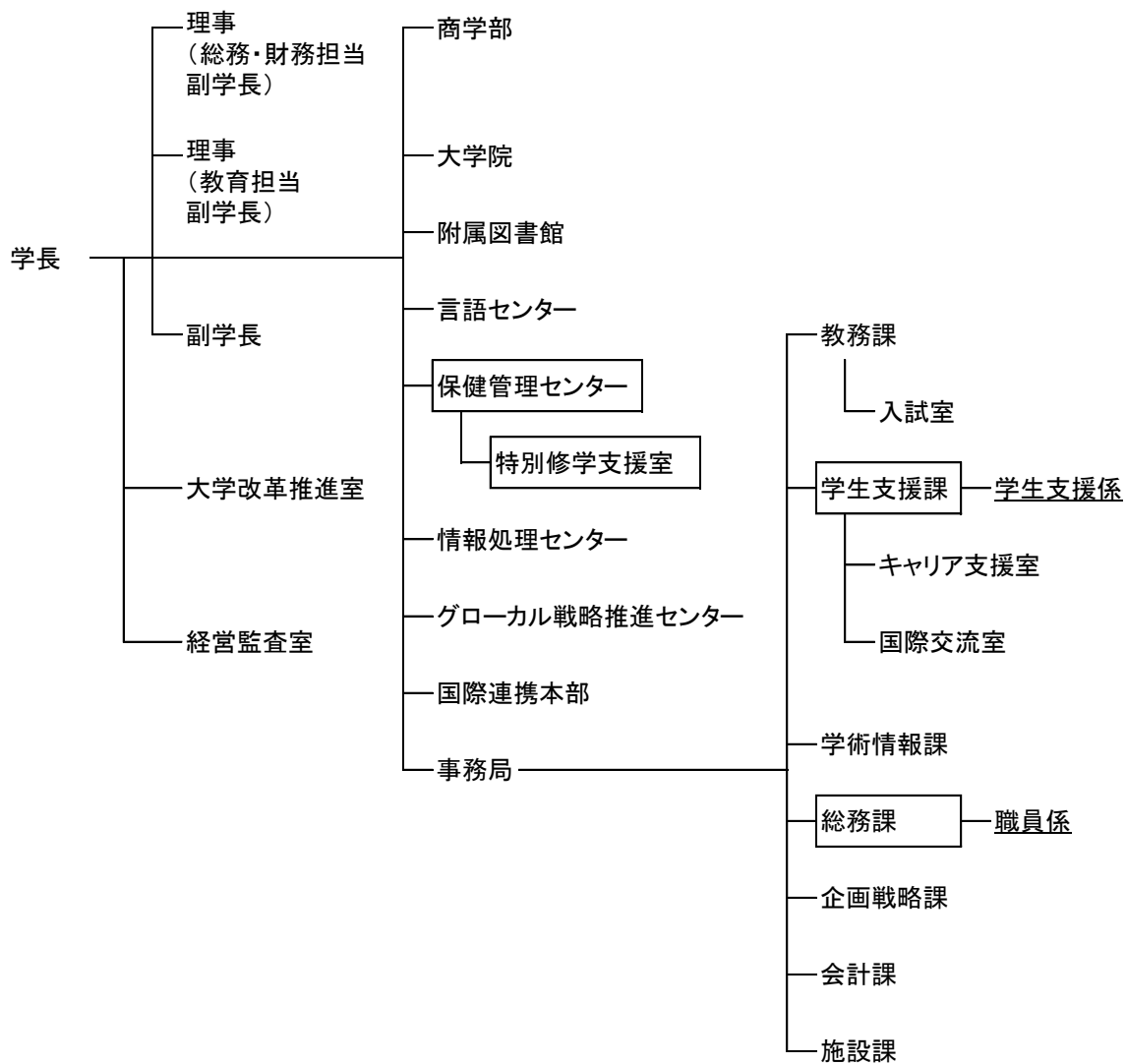
職名	氏名
所長	高橋 恭子
保健管理センター専任教員（特別修学支援室長）	杉山 成
看護師	佐藤希代巳
看護師（非常勤）	平山千香子（～5月） 泉谷 利佳（7月～）
臨床心理士（非常勤）	秋谷 博夫
臨床心理士（非常勤）	今井智香子

表2 特別修学支援室職員

職名	氏名
特別修学支援室長	杉山 成
事務補佐員	上野 早苗
事務補佐員	若松まゆみ
事務補佐員	大場 太暉

4. 組織機構図

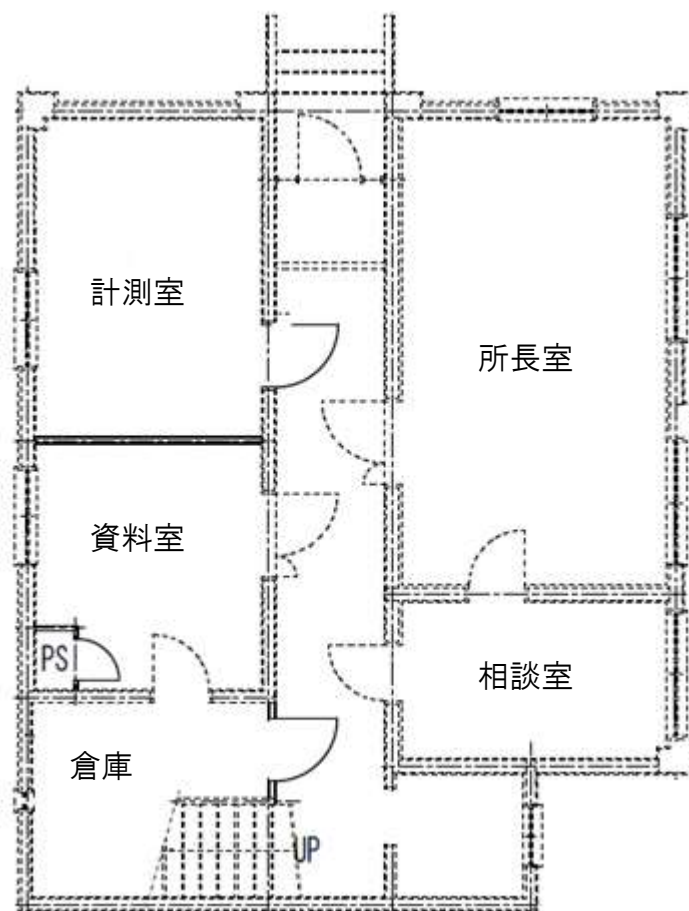
平成 30 年 4 月 1 日



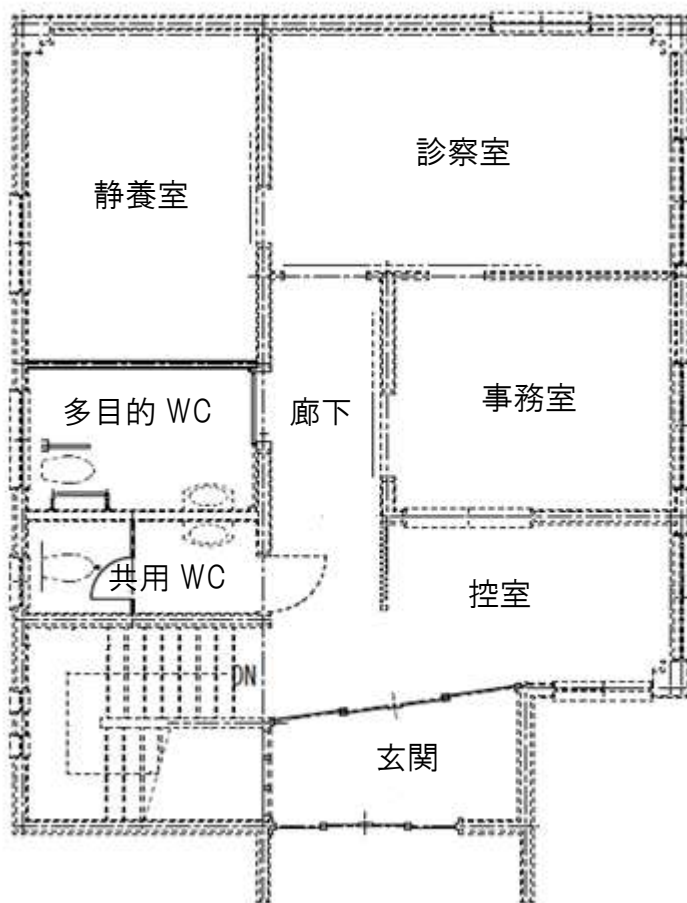
5. 平面図

(1) 保健管理センター平面図

1 階平面図

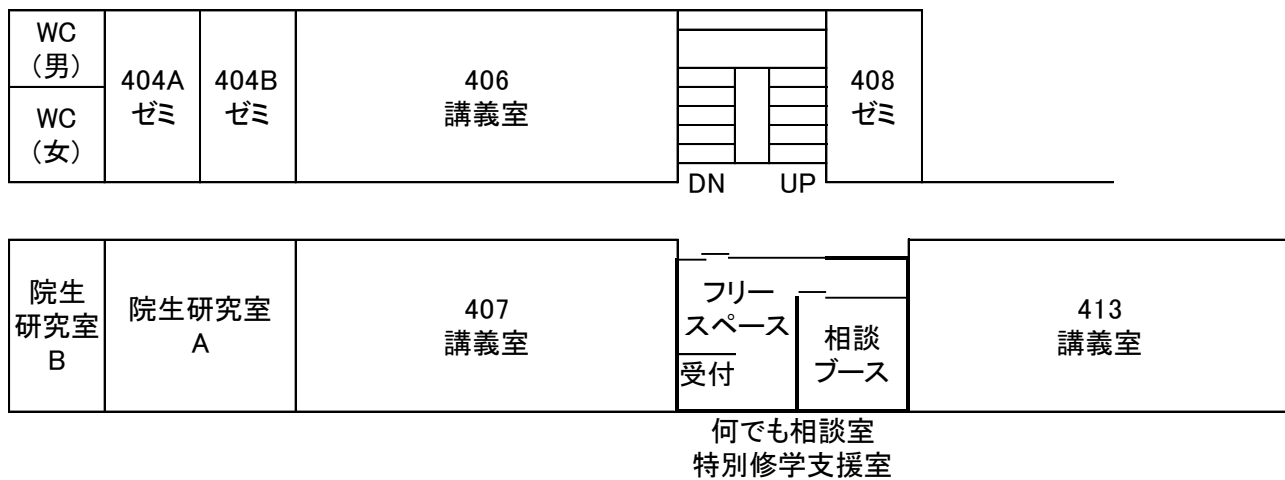


2 階平面図



(2) 特別修学支援室平面図

3号館4階



小樽商科大学保健管理センター報告書

平成 30 年度

発行 令和 2 年 1 月

編集・発行

小樽商科大学保健管理センター

〒047-8501 小樽市緑 3 丁目 5 番 21 号

TEL 0134-27-5266

e-mail c_hoken@office.otaru-uc.ac.jp